

短期給付にかかる制度が変わります!

医療保険制度に関する法改正に伴い、平成28年4月から共済組合の短期給付も次の改正が予定されております。

1. 標準報酬の月額等の上限が引き上げられます

短期給付の掛金及び負担金や給付金の算出基礎となる「標準報酬の月額」は、平成28年4月から、次のとおり3等級が追加され、上限額が139万円に引き上げられます。

また、標準期末手当等の上限額についても、573万円に引き上げられます。

【標準報酬の月額(追加分)】

短期分(介護含む)及び福祉分 等級	標準報酬の月額	報酬月額	
		43	1,210,000円
44	1,270,000円	1,235,000円以上	1,295,000円未満
45	1,330,000円	1,295,000円以上	1,355,000円未満
46	1,390,000円	1,355,000円以上	

追加

【標準期末手当等の上限額】

短期分(介護含む)及び福祉分	平成28年3月まで	平成28年4月から
		5,400,000円 (年度を通じて)

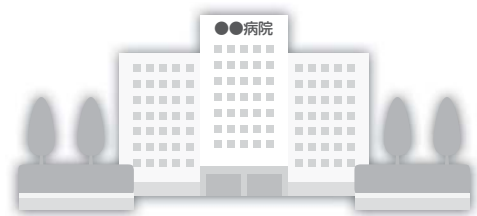
2. 紹介状なしでの大病院受診に定額負担が導入されます

現在も、一部の病院では紹介状なしで外来を受診した患者から選定療養費が徴収されていますが、平成28年4からは紹介状なしで大病院^{*}の外来を受診する際に定額負担が義務化されます。(上乘せする最低金額として、初診については5,000円(歯科は3,000円)、再診については2,500円(歯科は1,500円)で検討中)

これは外来の機能分化を進める観点から、大病院は高度な医療を要する重症の患者に特化させ、混雑緩和など医療機関の受診の適正化を目的とするものです。

※大病院とは…

- 特定機能病院(高度先進医療の研究・治療・医師の研修にあたる病院)
- 一般病床500床以上の地域医療支援病院



3. 入院時の食事療養標準負担額が段階的に引き上げられます

組合員や被扶養者が入院中に食事の提供を受けるときは、現在食事療養標準負担額として1食260円を負担していますが、平成28年4月からは次のとおり段階的に引き上げられます。

食事療養標準負担額	平成28年3月まで	平成28年4月から	平成30年4月から
		1食 260円	1食 360円

※共済組合から標準負担額の減額認定を受けている場合の負担金額は据え置きとなります。

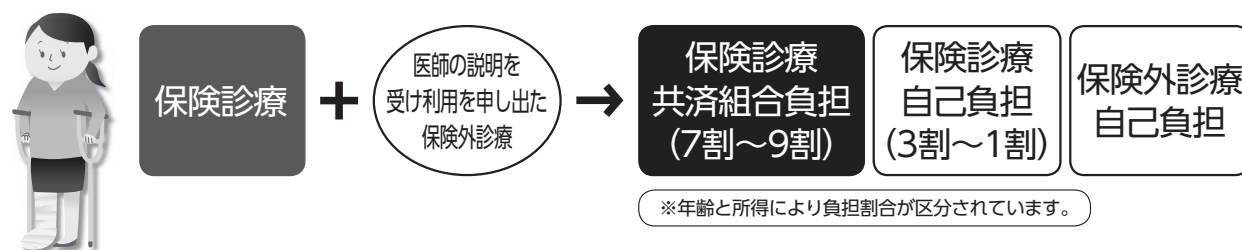
4. 患者申出療養が創設されます

これまで、保険適用の診療に加えて保険適用外の自由診療を受ける場合は、原則として治療のすべてが保険適用外となり、全額が自己負担となっていました。医療保険が使えない国内未承認の医薬品等であっても、医師の説明を受けて治療を申し出る場合に、保険外併用療養として利用できるよう「患者申出療養制度」が創設されます。

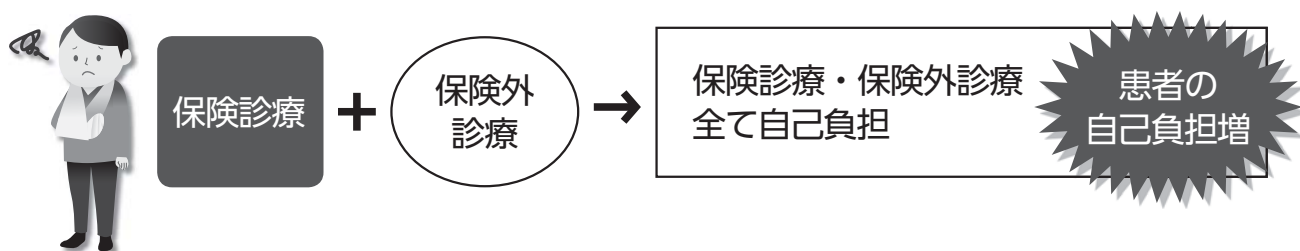
このことにより、今まで6～7ヶ月かかっていた承認期間も、原則2～6週間に短縮できることとなりました。

具体的な申請の方法などは、各医療機関にお問い合わせください。

保険外併用療養費制度が適用される場合



保険外併用療養費制度が適用されない場合



5. 傷病手当金・出産手当金の算出方法が見直されます

組合員が病気やケガ、出産のために勤務を休んだときは、報酬の支給状況により傷病手当金・出産手当金が支給されますが、平成28年4月からは、支給額の適正化を図るために給付日額の算定方法が次のとおり変更になります。



【平成28年3月分までの給付日額】

休業した月の標準報酬の月額を22で割った額の3分の2

【平成28年4月分からの給付日額】

支給開始月を含む直近12ヶ月の平均標準報酬の月額を22で割った額の3分の2

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306